

第6回 議会改革特別委員会 資料1

1 諮問事項の確認

【議員定数、報酬、政務活動費】

府中市の人口は、4万人を割り人口減少や少子高齢化に直面している現状を踏まえ、議会の役割を果すべく、議員定数、報酬及び政務活動費のあり方について検討すること。

2 前回までに出た主な意見のまとめ

【全体】

- ・議会・議員活動が市民に理解されているのか
- ・今回の選挙が無投票であったという現状
- ・他市の状況の情報収集が必要
- ・単純に定数・報酬という議論ではなく、あり方と市民の理解
- ・市民の意見を聴く時期の検討が必要
- ・定数・報酬・政務活動費の根拠を示して結論を出すべき
- ・なぜ、議員自らのことを自らで決めるのか
- ・定数・報酬・政務活動費はわけて議論すべき

【定数】

- ・定数は、面積、人口を考慮すべき
- ・定数ありきではなく、議会改革とあわせて協議すべき
- ・定数と議会改革は別である
- ・府中市の定数は、他市の面積、人口規模で比較して適当である
- ・定数は、何人削減しても次期選挙も立候補者が出ない可能性もある
- ・無投票の原因が、定数にあるわけではない
- ・成果が見えないと、市民から議員を減らせという声になる
- ・前回の選挙で定数を削減しても、定数削減の声が出る
- ・府中市の人口が今後減り続けても定数16人が限界
- ・人口が減っている状況では、定数の増はありえない
- ・議員は、市全体の議員であることから、人口割、面積割は必要ない
- ・定数は、18人とし、3常任委員会6人としてはどうか
- ・定数は、全国平均では2人減の18人が妥当ではないか

【報酬】

- ・報酬は他市（類団）との比較
- ・報酬は現状維持
- ・なり手不足は報酬が少ないからということで、待遇改善につなげるのか
- ・報酬額を倍にすれば、なり手不足の解消になるかも
- ・報酬は少ないのではないか
- ・若者、女性のなり手を増やすために報酬を上げるべき
- ・報酬40万円もらっている市民がどの程度いるのか

【政務活動費】

- ・政務活動費は足りていない
- ・政務活動費は四、五千円の増額が必要ではないか

【複合意見】

- ・定数を減らして、報酬を増やしてはどうかという意見もある
- ・市民からは定数・報酬は多いという声がある
- ・定数は2人減、政務活動費は2万円に増額
- ・定数を増やし、報酬を下げるべき

※ 主な意見は、これまでの議会改革特別委員会、全体会議、議会報告会で出た意見です。

3 各会派の検討状況の報告

会派名	定数	報酬	政務活動費
創生会			
市民クラブ			
公明党			
日本共産党			

4 論点整理（議会基本条例に則って）

(1) 定数について

- ① 市民の意思を市政に反映

(2) 報酬について

- ① 社会経済情勢
- ② 本市の財政状況
- ③ 類似団体との比較
- ④ 議員の活動状況

(3) 政務活動費について

- ① 政策立案、調査研究
- ② 使途の説明責任
- ③ 使途の透明性の向上

【参考 府中市議会基本条例の抜粋】

（議員定数）

第24条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員定数は、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項 議員定数は、議会が市民の意思を市政に的確に反映する機能を十分発揮するためにはどうあるべきかという観点から総合的に判断して決定すべきであることを基本的な方針として規定しています。また、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望等も踏まえて総合的に検討することを定めています。

第2項 議員の定数は、「府中市議会議員定数条例」により定めています。

（議員報酬）

第25条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項 本市議会の議員報酬は、府中市特別職報酬等審議会の意見を聴いて定めることになっていますが、市長等の特別職の報酬、他市とのバランスや市の財政状況などの社会経済情勢を考慮するとともに、議員が市政において果たすべき責務や担っている役割を総合的に勘案して、これに見合う適正な額を決定すべきことを規定しています。また、行財政改革の側面だけでなく、市政の現状や将来展望等も踏まえて総合的に検討することを定めています。

（政務活動費）

第11条 会派及び議員は、政策立案、調査研究等に資するため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して用途の説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務活動費の用途の透明性の向上に努めるものとする。

4 政務活動費の交付に関することは、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項 地方自治法第100条第14項の規定により、議員の調査研究に必要な経費の一部として交付される政務活動費を有効活用し、積極的に調査研究を行うことを定めています。

第2項 政務活動費を適正に執行し、市民に対して用途の説明責任があることを定めています。

第3項 議会は、政務活動費の収支報告書等を公開するなどして、用途の透明性の向上に努めることを定めています。

第4項 政務活動費の交付に関しては、「府中市議会政務活動費の交付に関する条例」により定めています。